

大阪慶友会 会則

第1章 総則

第1条 (名称・所在地)

本会の名称は、大阪慶友会（以下、「本会」という）とする。

本会の事務局所在地は、原則として会長宅に置く。ただし、会長の承認を得て会長の定める役員の自宅に置くことができる。

第2条 (目的及び活動)

本会は、会員の自主的な学習の上の啓発と親睦を図ることを目的とし、定例会、講演会、学習会、交流会及びレクリエーション等の活動を行う。

第2章 会員

第3条 (会員の構成)

本会は、慶應義塾大学通信教育課程在籍の学生により構成する。

第4条 (会員の資格)

第1章に規定する目的に賛同し、第6章に規定する会費を納入した者は、以下の権利と義務を有する。

第5条 (会員の権利)

会員は本会の諸行事に参加する権利を有する。

第6条 (会員の義務)

入会した会員は、次の内容を承諾したものとする。

- (1) 会員は会費を納入し、可能な限り本会の運営に参加・協力する義務を負う。
- (2) 会員は第25条に規定する個人情報全てを常に正確に登録する義務を負う。
- (3) 会員は第7章に規定する個人情報事項について許可する。
- (4) 会員は、本会で得た本会会員にのみ閲覧を許可された情報（以下、「非公開情報」という）を、外部に漏らしてはならない。
- (5) 会員は、他会員の権利を侵害しないように務めなければならない。

第7条 (会員資格の停止および退会)

本会は、次の場合に会員資格を停止する。

- (1) 会員は第6条に反する場合、警告を行った後に一定期間を経過しても改善がみられない場合には、会員資格を停止する。
- (2) 会員資格停止された場合も、会費の返還は行わない。
- (3) 本会を退会する時は、会員本人により退会届けを提出するものとする。
- (4) ただし、会費の納入がない時は退会したものとみなし会員の資格を喪失する。

第3章 組織

第8条 (役員の種類と任務)

本会に塾生の会員より選任した次の役員を置き、それぞれの任務は次のとおりとする。ただし塾生であっても、休学中の場合にはこれを認めない。

- (1) 会長 1名 本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長 5名以内 会長を補佐して会を運営し、次の任務を分掌する。
 - ・会議の準備及び記録に関すること
 - ・会員の入退会及び名簿の管理に関すること
 - ・会報の編集及びホームページの管理運営に関すること
 - ・講演会及び親睦会の企画及び実施に関すること
- (3) 会計 1名 金銭の出納及び会計事務を行う。
- (4) 会計監査 2名 収支決算を監査し、総会でその結果を報告する。
- (5) 相談役 若干名 役員の推薦により任意で設置し業務について補佐を行う。

第9条 (役員の選任)

役員は、総会において会員の互選によって選出する。

第10条 (役員の任期)

役員の任期は、翌年の総会までとする。但し、再任を妨げないものとする。

第11条 (役員の任期中の退任)

役員がやむをえない事情により任期中に退任した場合には、以下の場合を除きその事由が発生した日から2ヶ月以内に、臨時の総会を行い選出する。

- (1) 会長が退任した場合には、役員会で副会長の中から会長代行を互選する。
- (2) 複数人選任されている役職においては、会長が兼任できるものとする。
- (3) 会長代行、会長の兼任は当期限りとする。
- (4) 会長の会長を含めた三役職以上の兼任、会長代行の役職の兼任は不可とする。

第12条 (会長の義務と権限)

1. 会長は、毎年4月に第15条に定める総会を開催する義務を負う。また、必要に応じて臨時に総会を招集することができる。
2. 会長は、本会の運営を円滑に行うため、次の者を会員より指名できる。
 - (1) 別に定める会の運営に必要な業務を担当する者(以下、「運営委員」という)。
3. 会長は本会の運営を円滑に行うため次の者を必要な時期に会員より指名できる。
 - (1) 特別な事業を執行に必要な業務を担当する者(以下、「実行委員」という)。

第13条 (役員の権限)

会長・副会長・会計・会計監査・相談役の各役員は、使用目的が職務である場合に限り、第7章に規定する会員の個人情報を閲覧・使用することができる。

第14条 (役員の解任)

次の場合、役員はその役職を解任される。

- (1)会員資格が停止された場合
- (2)退学・除籍の場合(但し卒業による場合には、任期中引き続き役員として就くことを認める)
- (3)休学の場合

第4章 会議

第15条 (総会)

1. 総会は次項を全て満たす際に成立する。ただし、会長欠員の場合には会長代行による執行を認める。
 - (1)会長による招集による開催
 - (2)10人以上の会員の出席
 - (3)会長による議長の指名
2. 次の議事は、必ず総会に付さなければならない
 - (1)事業報告及び収支決算報告
 - (2)事業計画（案）及び予算（案）
 - (3)役員の改選
 - (4)会費の変更
 - (5)会則の改廃

第16条 (役員会)

- (1)役員会は、会長・副会長・会計・相談役を以って構成する。
- (2)会長は、必要と認めるときに役員会を招集し、議長を務める。
- (3)役員会は、本会の運営に必要な事項を決定することができる。

第17条 (運営委員会)

- (1)運営委員会は、役員及び運営委員を以って組織する。
- (2)会長は、本会の円滑な運営を図り、事業を推進するため、必要と認めるときに運営委員会を招集し、議長を務める。なお、議長は役員を指名して代理させることができる。

第18条 (実行委員会)

- (1)実行委員会は、会長・役員及び実行委員を以って組織する。
- (2)会長は、本会の円滑な運営を図り、事業を推進するため、必要と認めるときに運営委員会を招集し、議長を務める。なお、議長は実行委員の中から任命した「実行委員長」により代理させることができる。

第19条 (議決)

本会における全ての会議の議決は、出席者の過半数で決する。

第5章 会計

第20条 (会計)

本会の運営経費は、第6章に規定する会費とその他の収入で賄う。

第21条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

第22条 (会計報告)

会計は、毎年本会の収支決算について、会計監査を受けた後、総会にて報告しなければならない。

第6章 会費

第23条 (会費)

会費の納入額及び期日は、次のとおりとする。

(1) 新規会員は、入会時期に基づき次の通り区分する。

・4月1日から9月30日までの入会者は、年会費3,000円を納入する。

・10月1日から翌年3月31日までの入会者は、年会費1,500円を納入する。

(2) 継続会員は、翌年度分の年会費3,000円を毎年2月末日までに納入する。

(3) 同一学籍番号による複数回の入会は、一度退会した場合でも2回目以降継続会員として納入する。

第24条 (会費の有効期限)

会費の有効期限は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

第7章 個人情報

第25条 (個人情報の範囲)

本会が管理する個人情報とは、学生証に記す学籍番号、氏名、住所及び常に連絡の取れる連絡先を指す。

第26条 (個人情報の保管)

入会時、各種行事開催時及びその他手段により収集した個人情報については、本会の規定に基づいて安全を十分に考慮した上で役員が管理する。また、会員退会後においても、一定期間保持される。

第27条 (個人情報の抹消)

会員は、退会届を提出することにより、本会の運営に支障のない範囲で、その一部を抹消できる。

第28条 (個人情報の廃棄)

本会が廃会する際には、役員の責により全ての個人情報を抹消する。

第29条 (個人情報の利用)

個人情報は、本会の管理運営、連絡、案内、報告用に使用し、適切に取り扱う。

第30条（個人情報の外部への提供）

個人情報を運営上の必要性から第三者へ提供する場合には、安全性を確認の上、役員会の承諾を得た後に委託する。ただし、大学から求められた場合には資料として提出する。

第8章 その他

第31条（委任）

この会則に定めるものを除くほか、本会の運営に必要な事項は、役員会で決定する。

第9章 附則

附則

本会則は、平成6年11月1日から施行する。

附則

本会則は、平成11年4月1日から施行する。

附則

本会則は、平成13年6月3日から施行する。

附則

本会則は、平成16年4月17日から施行する。

附則

本会則は、平成18年4月22日から施行する。

附則

本会則は、平成26年4月19日から施行する。

附則

本会則は、平成28年4月23日から施行する。

附則

本会則は、平成31年4月20日から施行する。